

「富士見町事業者・町民応援振興券」と「応援食事券」をご利用ください

申込 問 産業課 商工観光係 ☎62-9342

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の商業と観光業への影響が長期化・深刻化するなか、売上等に甚大な打撃を受けた「事業者」と、所得が減少している「町民」を支援し、町内経済の早期回復を図ることを目的として、全町民に**3,000円の応援振興券**と**3,000円の応援食事券**（計6,000円分）を配布しています。お手元に届きましたら、ぜひご利用ください。



事業者・町民応援 **振興券**



事業者・町民応援 **食事券**

- 【対象者】 ●令和3年10月1日時点で富士見町に住所を有する方
●令和3年10月2日から令和4年1月31日までに出生により住民登録された方
- 【使用期間】 **11月1日(月)～令和4年1月31日(月)まで**

●振興券・食事券の取扱事業者を募集しています

これまでの振興券取扱事業者については、9月下旬に送付した登録申請書をご提出ください。また、令和3年2月以降にオープンしたお店など、新規に登録を希望する事業者は、町ホームページ掲載の事業者募集要項をご確認ください。



◀ 詳細はこちら

-消費者見守り情報 No.127-

「オンラインサロン」での もうけ話に注意!

問 茅野市消費生活センター ☎75-8188
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660
住民福祉課 住民係 ☎62-9112

こんな相談

SNSで知り合った人から、毎月2万円でオンラインサロンに入会すれば資産形成の勉強ができ、毎月の支払分は在宅で稼げると勧誘され入会した。しかし、全くもうからないため解約を申し出たが、1年契約なので途中解約はできないと言われた。

消費者へのアドバイス

インターネット上の会員制コミュニティ「オンラインサロン」を、お金もうけのノウハウを伝えるツール、またはサロン自体をもうける手段として利用している手口がみられます。

確実にもうかる話はありません。オンラインサロンは、会員以外はアクセスできず、事前に中身を確認できないため、「簡単にもうかる」「元が取れる」などの勧誘文句をうのみにせず、安易にコンタクトを取らないようにしましょう。また、人に紹介するビジネスモデルの場合、人間関係が壊れることもあるので注意しましょう。

困ったときは、早めに消費生活センター（☎188）等にご相談ください。



出典：国民生活センター